

# 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」の改訂について

地方分権改革提案による対応方針に基づいて「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以降、「指針」と示す）の改訂の内容について以下に整理する。

## 1. 地方分権改革提案による対応方針

地方分権改革による提案内容及び認定済み地域計画を作成した 78 市町（令和 4 年 7 月末時点）の意見を踏まえて、以下の対応方針を提示した。

○文化財保存活用地域計画の作成に係る事務負担の軽減方策を提示（12/20 閣議決定文より）

文化財保存活用地域計画（183 条の 3 第 1 項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平 31 文化庁）を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和 4 年度中に講ずる。

## 2. 対応方針に示した指針改訂の内容

対応方針に示した点を踏まえて、指針を以下のとおり改訂した。

### （1）作成上重要となる点や計画の構成例の提示について

- ・「2. 地域計画の記載事項」に示される法第 183 条の 3 第 2 項第 1～第 5 号に関する記載事項を明示し、「解説・留意点」においても、各記載事項に従って記載すべき内容を簡潔に示した。（対象頁：PP. 4-6）
- ・「参考資料 3」において、これまでに認定した地域計画の事例を踏まえた構成例を明示し、その内容に沿って作成上重要となる点を明確化した。（対象頁：PP. 17-25）

### （2）ページ数や作成工程の目安について

- ・「参考資料 3」で明示した構成例の章ごとに目安となるページ数を示した。なお、想定されるページ数の合計は 30 ページ程度となった。（対象頁：PP. 17-25）
- ・「参考資料 5」において、作成工程の目安となる 2 年及び 3 年の作成スケジュールを示した。（対象頁：PP. 27-28）

### （3）その他改訂の内容について

- ・指針の内容を「文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画等」と「保存活用計画」に分け、重要な説明に絞って再構成することで、地域計画等に関する指針の内容を整齊した。
- ・その他、現在の運用に基づいて、更新・修正の必要がある箇所について改訂した。